

クイズで分かる相続対策のポイント ～その1～

遺言書の作成についての留意点

Q. 我が家は長年不動産賃貸業で生業を立てている。家族関係は良好で遺言書を残していなくても、遺産争いになることはないと思われるが、それでも遺言書は必須か。

【答え】

- ① 争いがないと思われる場合、遺言書はなくてもよい。
- ② 争いがないと思われる場合でも遺言書は残しておくべきである。

【解答】 争いがないと思われる場合でも遺言書は残しておくべきである。

【解説】

遺言書が残されていないと、遺産分割協議が調うまでの間の賃料収入は、各相続人の法定相続分に応じてそれぞれ帰属するとされています。

遺産分割の効力は相続開始時点に遡って効力を生じますが、その相続財産から生じる財産は、その相続財産とは別の財産であると考えことになります。よって、遺産分割協議により確定したその相続財産と紐付きで分割されず、各相続人が法定相続分で取得することになります。

なお、賃料も相続財産から生じる果実ですので、遺産分割協議で配分方法を決めることは可能です。ただし、所得税の申告においては、遺産分割協議が確定するまでは共同相続人がその法定相続分に応じて申告することとなり、申告後に分割が確定した場合であっても、その効果は未分割期間中の所得の帰属に影響を及ぼすものではないとして、分割の確定を理由とする更正の請求や修正申告を行うことは認められていません。

● 未分割遺産から生じる賃料収入の帰属に関する判決の要旨（最高裁判決：平成17年9月8日）

【要旨】

最高裁判所は、遺産は、相続人が複数人である場合、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。遺産分割は、相続開始の時に遡ってその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けないものというべきである。

※ 所得税の課税においても、未分割の遺産は、各相続人の共有に属するもの（民法898条）とされており、その共有割合は、「法定相続分」（代襲相続分を含みます。）とされていることから、各相続人に帰属する不動産所得の金額は、「法定相続分」で計算し、それぞれ申告することとされています。

（文責：山本和義）